

1 地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約 9 割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、適用期限が令和 6 年度末となっている。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則を歪めるものであることに加えて、都や特別区など特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。

また、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を東京 23 区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、令和 6 年度税制改正において、制度の対象となる事業部門や施設の追加等の拡充が行われた。

本制度は、東京一極集中の是正を目的に、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。

真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

<具体的要求内容>

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。